

## 国立大学法人旭川医科大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p><b>(前文) 大学の基本的な目標</b></p> <p>国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）は、医療の質の向上、地域医療への貢献、国際社会、特に発展途上国等への支援を推進するため、豊かな人間性と高い倫理観を持ち、多様な資質を有する医療職者を育成する。同時に、国際的視野に立って生命科学に関する先端的な研究を推進し、高度な研究能力を持つ研究者を育成する。</p> <p>このような役割を果たすため、当該中期目標期間の基本的な目標を、以下のとおり設定する。</p> <p>（基本的な目標）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高い生命倫理観を持ち、高度な実践的能力を有する医療職者を養成する。</li> <li>2. 国際的視野に立って重点領域分野の研究を定め積極的に支援するとともに、若手研究者などの先端的な研究シーズの育成に努める。</li> <li>3. 大学と地域社会や国際社会との連携を図り、社会に開かれた大学を目指す。また、産学官連携による共同研究等を推進する。</li> <li>4. 地域の基幹病院として地域医療の先導的役割を果たすとともに、先端的医療の開発・提供並びに高次診療及び救急診療体制等の充実を図る。</li> <li>5. 病院収入をはじめ自己財源の確保・拡充による財政基盤の安定化に努め、健全な大学運営を行う。</li> </ol>	
<p>◆ <b>中期目標の期間及び教育研究組織</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>中期目標の期間</b> 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間</li> <li>2 <b>教育研究組織</b> この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</li> </ol>	

中期目標	中期計画
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>1) 入学者選抜に関する基本方針</p> <p>[学士課程]</p> <p>① アドミッション・ポリシーに沿った学生を入学させる。</p> <p>② 北海道の医療に貢献する学生を入学させる。</p> <p>[大学院課程]</p> <p>① アドミッション・ポリシーに沿った学生を入学させる。</p> <p>② 国際化や修学機会の多様化を推進するため、留学生、社会人を対象とした秋季入学制度の導入を図る。</p> <p>2) 教育課程及び教育方法に関する基本方針</p> <p>[学士課程]</p> <p>① 医療に対する多角的な視点と豊かな人間性を育成する。</p> <p>② 初年次教育における学びの動機付け及び自学自習の習慣形成による知識の習得等を推進する。</p> <p>③ 高い生命倫理観を持った医療従事者を育成する。</p> <p>④ 十分な知識と高い実践的臨床能力を持った医療従事者を育成する。</p> <p>⑤ 高いコミュニケーション能力を持った医療従事者を育成する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 入学者選抜に関する具体的方策</p> <p>[学士課程]</p> <p>① アドミッション・ポリシーの周知を図るため、オープンキャンパス・学校訪問・学校説明会を開催するとともに、高大連携を積極的に行う。</p> <p>② 入学センターを中心として、各種入学者選抜方法を事後評価するとともに、入学者選抜方法を改善する。</p> <p>③ 学生の成績追跡システムを活用し、各種選抜試験で入学した学生の、入学後の教育の成果・効果を調査・研究し、入学者選抜方法の改善に活用する。</p> <p>④ 医学科のAO入試北海道地域枠、地域枠推薦入試及び看護学科推薦入試等の特別選抜試験の理解を深めるため、北海道内の高校訪問及び大学説明会を開催するとともに、特別選抜試験の実施方法を改善する。</p> <p>[大学院課程]</p> <p>① アドミッション・ポリシーの周知を図るため、大学院（修士課程・博士課程）説明会を開催する。</p> <p>② 留学生、社会人を対象とした10月（秋季）入学の制度を導入する。</p> <p>2) 教育課程及び教育方法に関する具体的方策</p> <p>[学士課程]</p> <p>① 旭川ウェルビーイング・コンソーシアム等により教養教育の機会を増やし、また、早期体験実習の検証により実学的実習を充実させる。</p> <p>② 初年次教育における学びの動機付け及び自学自習の習慣形成による知識の習得等を推進するための具体的方策を実施する。</p> <p>③ 生命倫理・医療哲学に関する科目をより一層充実させる。</p> <p>④ 十分な知識と高い実践的臨床能力を持った医療従事者を育成するための教育内容を充実させる。</p> <p>⑤ コミュニケーション関連科目の内容等を検証し、コミュニケーション能力及び医療面接のスキル等を養成する教育を充実させる。</p>

中期目標	中期計画
<p>⑥ 地域医療・福祉についての理解と関心を深めるための教育を推進する。</p> <p>⑦ 「国際的なコミュニケーション能力」を持った医療従事者を育成する。</p> <p>⑧ コア・カリキュラム等との整合性を図るため、カリキュラムを整備する。</p> <p>[大学院課程]</p> <p>○ 生命倫理観と研究意欲を持つ研究者及び高度専門医療人を育成するための教育内容を充実させる。</p> <p>3) 成績評価等に関する基本方針</p> <p>[学士課程]</p> <p>① 科目毎に評価基準（評価の構成要素と比重）を見直して、適切な評価システムを整備する。</p> <p>② 学年毎の進級判定及び卒業判定基準を見直し、厳格な評価を行う体制を整備する。</p> <p><b>(2) 教育の実施体制等に関する目標</b></p> <p>1) 教職員の配置に関する基本方針</p> <p>○ 教育目標の実現を図るために必要な教育体制を整備する。</p> <p>2) 教育環境の整備に関する基本方針</p> <p>○ 教育に必要な施設・設備の整備・活用を図る。</p> <p>3) 教育の質の改善に関する基本方針</p> <p>[学士課程]</p> <p>○ 教育の質の向上を図るシステムを整備する。</p>	<p>⑥ 教育GP「高大病連携によるふるさと医療人育成の取組」事業を継続し、地域枠入学制度で入学した学生に対する教育体制を整備するとともに、地域医療教育を検証し、充実させる。</p> <p>⑦ 医学科の臨床実習及び看護学科の臨地実習での地域医療実習を充実させる。</p> <p>⑧ 医学英語教育を見直し、充実させる。</p> <p>⑨ カリキュラム全体を定期的に見直す。なお、ブラッシュアップを適宜行う。</p> <p>[大学院課程]</p> <p>○ 教育課程と教育目標との整合性の検証を行い、その結果に基づき改善する。</p> <p>3) 成績評価等に関する具体的方策</p> <p>[学士課程]</p> <p>① 科目毎の成績評価及び学年進級判定基準を見直す。</p> <p>② 進級、卒業判定を厳格に行い、成績をトレースするシステムを整備することにより、国家試験の合格率の向上に対応できるシステムを構築する。</p> <p><b>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 教職員の配置に関する具体的方策</p> <p>○ 学生に対する学習支援及び相談体制を充実させる。</p> <p>2) 教育環境の整備に関する具体的方策</p> <p>① 臨床シミュレーションセンター、チュートリアル室などの教育に必要な施設・設備を整備し、積極的に活用する。</p> <p>② 平成20年3月に策定した旭川医科大学図書館改革のグランドデザインに基づき、図書館の設備を充実させ、利用環境を整備する。</p> <p>3) 教育の質の改善に関する具体的方策</p> <p>[学士課程]</p> <p>① FD活動を定期的・継続的に実施し、教育の質を充実させる。</p>

中期目標	中期計画
<p>[大学院課程]</p> <p>① 学位授与のシステムを改善する。</p> <p>② 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図る。</p> <p><b>(3) 学生への支援に関する目標</b></p> <p>1) 学習支援に関する基本方針</p> <p>① 学生の視点に立った学習支援を行う。</p> <p>② 学生一人ひとりの学習意欲を高めるための学習支援方法等を整備する。</p> <p>2) 生活支援等に関する基本方針</p> <p>① 学生が、心身の悩みや生活全般についての問題を気軽に相談できる体制を整備する。</p> <p>② 学生の生活環境を改善するために福利厚生充実及び課外活動に対する支援を図るために施設の整備を図る。</p> <p>3) 留学生の支援に関する基本方針</p> <p>○ 留学生に対する各種支援体制の構築及び支援活動を充実させる。</p>	<p>② 北海道地区の国立大学と連携し、教養教育を充実させる。</p> <p>[大学院課程]</p> <p>① 複数の教員による研究指導体制を継続しつつ、学位授与のシステムを整備する。</p> <p>② 大学院担当の教員に対するFD活動を充実させる。</p> <p><b>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 学習支援に関する具体的方策</p> <p>① 学生の意見や要望を支援方策に反映させる。</p> <p>② 学習に関する相談対応・助言を行う制度を整備し、周知徹底し活用を促進する。</p> <p>2) 生活支援等に関する具体的方策</p> <p>① 健康指導・健康診断・カウンセリングを充実させる。</p> <p>② 看護学科学生に対する奨学資金貸与制度及び大学院学生に対する奨学金支給制度による経済的支援を継続する。</p> <p>③ 福利厚生施設等の計画的な整備を行う。</p> <p>3) 留学生の支援に関する具体的方策</p> <p>① 留学生のために、日本語・日本文化も含めた特別プログラムを構築するなど、修学支援体制を充実させる。さらに、北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。</p> <p>② 「旭川医科大学学術振興後援資金」による外国人留学生に対する経済的支援を継続する。</p>
<p><b>2 研究に関する目標</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</b></p> <p>○研究水準</p> <p>① 独創性を有する研究を推進する。</p> <p>② 医学・医療への貢献を目指し、地域社会や国際社会との連携を踏まえた研究を推進する。</p> <p>○研究成果の社会への還元等</p> <p>① 学内の研究情報を社会へ公表する。</p>	<p><b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○研究水準に関する具体的方策</p> <p>① 独創性のある生命科学の研究を推進する。</p> <p>② 健康増進に向けて、地域に特異的な疾患の調査及び病態解明に関する研究を推進する。</p> <p>③ 遠隔医療の高質化と利用促進を図る。</p> <p>○研究成果の社会への還元等に関する具体的方策</p> <p>① 学内の研究情報を、学術成果リポジトリや旭川医科大学研究フォーラム等により社会に公表する。</p>

中期目標	中期計画
<p>② 産学官連携による共同研究等を推進する。</p> <p>○ 検証に関する目標</p> <p>① 研究の水準・成果及び地域社会への貢献度を検証する。</p> <p>② 研究評価に基づき、研究活動を活性化する。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標</b></p> <p>○ 重点的に取り組む領域分野に研究者等を配置する。また、教育研究支援部門を見直し、研究支援者の再配置も適宜行う。</p> <p>○ 大学として総合的に研究を推進支援するシステムを構築する。</p> <p>○ 大学として重点的に取り組む領域分野を策定し、研究支援を行う。</p> <p>○ 若手研究者の先端的な研究シーズを育成する。</p> <p>○ 外部研究資金の獲得、知的財産の管理・活用を促進する。</p> <p>○ 臨床研究等への基盤整備を行う。</p>	<p>② 知的財産管理運用体制を強化することによって、学内の研究成果を産学官連携による共同研究等に繋げる。</p> <p>○ 検証に関する具体的方策</p> <p>① 研究の水準及び成果を客観的指標により検証するとともに、地域社会への貢献度もあわせて検証する。</p> <p>② 研究活動の活性化を図るため、自己点検・評価を毎年行う。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○ 重点的に取り組む領域分野を選定し、その充実を図るため、研究者等を配置し、設備を導入する。また、教育研究支援部門を見直し、技術職員をはじめとする研究支援者を適正に配置する。</p> <p>○ 研究戦略・教育支援室を中心に総合的に研究を推進支援する。</p> <p>○ 大学として重点的に取り組む領域分野を策定し、それに合わせた研究支援を行い、定期的に評価を加える。</p> <p>○ 若手研究者の先端的な研究シーズを育成するために、公募による研究資金支援を行い、定期的に評価を加える。</p> <p>○ 外部研究資金の獲得、知的財産管理等に関する具体的方策</p> <p>① 文部科学省科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金を積極的に申請する。</p> <p>② 知的財産に関する学内啓発と適切な管理運営を行い、企業等との共同研究、外部資金の獲得を促進する。</p> <p>○ 教育研究支援部門を見直し、臨床研究の活性化を図る。</p>
<p><b>3 その他の目標</b></p> <p><b>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</b></p> <p>○ 地域医療を担う医療従事者の生涯学習及び職業能力の向上に貢献する。</p>	<p><b>3 その他の目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○ 地域の医療従事者に対する生涯学習サービスの実施</p> <p>① 地域医療従事者の知識及び技能等の維持・向上のため、施設を開放する。</p> <p>② 地域医療機関等との連携の下、遠隔医療システムやICT等を活用し、リアルタイムでの医療技術指導、画像診断支援及び病理診断支援等を拡充する。</p> <p>③ 地域医療従事者を研修生として受け入れる等地域の医療水準の向上に貢献する。</p>

中期目標	中期計画
<p>○ 住民へ予防・健康医学等の啓発活動を行う。</p> <p>○ 教育面での社会貢献を推進する。</p> <p><b>(2) 国際化に関する目標</b></p> <p>○ 国際的な交流・連携・協力活動を通して国際化を推進する。</p> <p>○ 発展途上国への研究支援を行う。</p> <p><b>(3) 附属病院に関する目標</b></p> <p>○ 医療の質の向上を目指す。</p>	<p>○ 地域住民への予防・健康医学等の啓発活動及び学習の場の提供</p> <p>① 地域住民のニーズに応え、公開講座を開催するとともに、ICTを活用して予防・健康医学等の啓発活動を推進する。</p> <p>② 地方公共団体等からの要請に応じて講師を派遣する「旭川医科大学派遣講座」をより一層充実させる。</p> <p>○ 地域医療従事者の育成及び地域住民の生涯学習への貢献</p> <p>① 医療従事者養成機関の要請に基づき、実習生を受け入れる。</p> <p>② 旭川市図書館との連携・協力を強化し、地域住民への支援を促進する。</p> <p><b>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○ 国際化を推進する体制の整備・充実</p> <p>① 国際交流推進室を中心に、国際化推進体制等について検討し、整備・充実を進める。</p> <p>② 遠隔医療センターの国際機能を拡張する。</p> <p>○ 発展途上国への研究技術供与を推進する。</p> <p><b>(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○ 大学病院に期待される医療サービスの充実</p> <p>① 専門職種間の協働を基本としたチーム医療を推進する。</p> <p>② ICU等の急性期病床の増床により、高次診療体制を充実させる。</p> <p>③ 新たな診断・治療・医療技術等を導入し、高度医療や先進医療を充実させる。</p> <p>④ 病院医療情報を活用した診療連携を推進する。</p> <p>○ 患者本位の医療の提供の推進</p> <p>① 患者満足度調査等の内容に基づき、患者サービスを向上させる。</p> <p>② 患者自らが治療等の方法を選択できるよう情報の提供を行うなど、患者参加型医療を推進する。</p> <p>○ 医療従事者の就労支援の充実</p> <p>復職・子育て・介護支援センターの活動により、医療従事者の就労と家庭生活の両立をサポートする。</p> <p>○ 病院機能評価の実施による高水準の医療提供機能の維持</p> <p>財団法人日本医療機能評価機構等の認定を継続するなど、高水準の医療提供機能を維持する。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>○ 地域・社会貢献の推進を図る。</p> <p>○ 医療従事者の教育の充実を図る。</p> <p>○ 業務運営の改善及び効率化を図る。</p>	<p>○ 安心・安全の医療の提供の推進  これまで構築してきた医療安全管理体制を維持し、医療事故防止対策に努めるとともに、安心・安全の医療をさらに充実させる。</p> <p>○ 地域医療の基幹病院としての社会貢献の推進  ① 地域の医療機関・介護施設・福祉施設等や自治体との連携を拡充する。  ② ドクターヘリ事業への協力や地域の救急病院輪番制事業に参加するとともに、救命救急センターの施設基準を満たす体制を整備する。</p> <p>○ 地域間の医療格差是正に向けた遠隔医療の推進  ① 次世代遠隔医療ネットワーク制御技術の開発を推進する。  ② 遠隔医療ネットワークシステムを活用して自治体等との連携を行うなど、地域における健康相談員・介護指導者や医療従事者等に対する教育・研修事業を推進する。</p> <p>○ 医療従事者等の教育・研修の充実  ① 卒後臨床研修センターを中心として臨床研修体制・研修内容の充実を図り、幅広い医療知識と技術を有する臨床医を育成する。  ② 高度な技術を有する専門医の育成や認定看護師・専門薬剤師・認定専門技師等の資格取得を支援・推進するなど、医療従事者等のスキルアップ・キャリアアップに努める。  ③ 職員の意識改革を図るため、また、質の高い医療従事者等を育成するために、接遇、経営戦略等に関する研修会を充実させる。</p> <p>○ 業務運営の改善及び効率化  ① 業務の内容に応じた効率的な組織の構築・再編を行う。  ② 効率的な病院経営により、安定的な収入を確保するとともに、物流管理システム等を活用した正確な費用分析により、病院経営管理の適正化を図る。  ③ 取り巻く医療環境や経営状況の変化に対応するため、適宜経営戦略を見直し効率的な業務運営を図る。</p>

中期目標	中期計画
<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p><b>1 組織運営の改善に関する目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効果的な組織運営に関する基本方針 学長のリーダーシップの下、機動的な大学運営を行う。</li> <li>○ 教育研究組織の見直しに関する基本方針 教育研究の進展や社会的要請に応じ、教育研究組織を随時見直す。</li> <li>○ 人事評価システムの整備・活用に関する基本方針 人的資源の有効活用並びに教育研究活動等の一層の活性化を図るため、人事評価システムの整備・活用を目指す。</li> <li>○ 教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。</li> <li>○ 研修制度の充実を図る。</li> <li>○ 事務職員の専門性の重視と人事交流の促進を図る。</li> <li>○ 戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針 適正な経営戦略に立った運営及び学内資源配分を行う。</li> </ul> <p><b>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務組織の見直しを図り、体制を整備する。</li> <li>○ 業務の外部委託等を積極的に活用する。</li> </ul>	<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学長のリーダーシップの下、学長、副学長等で構成する大学運営会議において、本学の運営に関する企画立案及び意見調整を行い、役員会等で迅速な意思決定を行う。</li> <li>○ 学部、大学院及び学内共同利用施設の組織の見直しを行う。なお、大学院医学系研究科（博士課程）については、平成19年度に改組し、入学定員を適正化したところであり、改組後に入学した学生の修了後から適宜検証する。</li> <li>○ 職員の個人評価制度を整備し、その結果を給与等処遇へ反映させる。</li> <li>○ 教員の任期制の適用率を80%まで増加させる。</li> <li>○ 女性教員の割合を増加させる施策として、「復職・子育て・介護支援センター」の機能を充実させる。</li> <li>○ 各種研修に積極的に参加させ、職員の資質の向上を図る。</li> <li>○ 専門性を向上させるプログラムを有した事務職員研修を実施する。また、他機関との人事交流を積極的に行う。</li> <li>○ 適正な経営戦略に立って、学長裁量経費や病院長裁量経費の財源を確保し、効果的な配分を行う。</li> </ul> <p><b>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務組織の見直しを図り、必要に応じて再編・統合するなどの体制を整備する。</li> <li>○ 業務の外部委託等について見直しを含めた調査を行い、積極的に活用するとともに、北海道地区の国立大学と連携し、事務の効率化・合理化のための取組を行う。</li> </ul>
<p><b>III 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加を図る。</li> </ul>	<p><b>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部研究資金獲得増加の方策として、公募外部研究資金に関する応募対象者に対する説明会を随時行うとともに、外部研究資金を積極的に申請する。</li> <li>○ 教育・研究の支援を目的とした学術振興後援資金の募金活動を継続する。</li> <li>○ 病院収入を計画的に確保する。</li> </ul>



中期目標	中期計画
<p><b>2 経費の抑制に関する目標</b></p> <p><b>(1) 人件費の削減</b></p> <p>○ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p><b>(2) 人件費以外の経費の削減</b></p> <p>○ 管理的経費の見直しを行い、効率的・効果的な運用を図るとともに経費の抑制に努める。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b></p> <p>○ 増収の観点から資産の運用管理の改善を目指す。</p>	<p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 人件費の削減</b></p> <p>○ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p><b>(2) 人件費以外の経費の削減</b></p> <p>○ 経費削減策等検討プロジェクトチームで管理的経費の削減方策について検討を進め、経費を抑制する。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○ 資産の運用管理計画を企画・立案し、計画的に実施する。</p>
<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標</b></p> <p>○ 自己点検・評価の充実と当該作業の効率化を図る。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</b></p> <p>○ 適切な情報公開等を行い、情報発信を推進する。</p>	<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○ 自己点検・評価を毎年度実施するとともに、ICTの有効活用等により自己点検・評価作業の効率化を図る。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○ ホームページを充実し、教育活動、研究活動、医療活動及びこれらを通じた社会貢献に関する適切な情報を提供する。</p>
<p><b>V その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b></p> <p>○ 施設設備の点検・評価を行い、有効活用を図るとともに、キャンパスマスタープランに基づき、良好なキャンパス環境を形成する。</p>	<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○ 施設設備の有効活用を図るため、施設設備の利用状況に関する点検・評価を行う。また、キャンパスマスタープランに基づき、順次整備を進める。</p>

中期目標	中期計画
<p><b>2 安全管理に関する目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員・学生の安全・健康を確保するとともに、有害物質・有害エネルギー等の適正な管理を行う。</li> <li>○ 情報管理の一層の徹底を図るため、情報セキュリティ機能を強化する。</li> </ul> <p><b>3 法令遵守に関する目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の法令遵守に関する意識の維持・向上を図る。</li> </ul>	<p><b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理に関する専門家による講演会・講習会を毎年開催する。</li> <li>○ 安全・衛生に関する有害物質・有害エネルギー取扱等の各種マニュアルを随時点検し、見直す。また、化学物質等管理システムを使用した、薬品の保管・管理体制の強化を図る。</li> <li>○ 旭川医科大学情報セキュリティポリシーの下に、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を継続的に進める。</li> </ul> <p><b>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修・講習等に、法令遵守に関する講義等を確保する。</li> </ul>
	<p>(その他の記載事項)</p> <p><b>VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</b> 別紙参照</p> <p><b>VII 短期借入金の限度額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 短期借入金の限度額</li> <li>1. 短期借入金の限度額 1 4 億円</li> <li>2. 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</li> </ul> <p><b>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</li> <li>1. 重要な財産を譲渡する計画 該当なし</li> <li>2. 重要な財産を担保に供する計画 病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、</li> </ul>

中期目標

中期計画

担保に供する。

**IX 剰余金の使途**

- 決算において剰余金が発生した場合は、以下の使途に充てる。
  - (1) 教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）
  - (2) 組織運営の改善
  - (3) 若手教職員の育成
  - (4) 学生及び留学生等に対する支援
  - (5) 国際交流の推進
  - (6) 産学官連携及び社会との連携の推進
  - (7) 福利厚生への充実

**X その他**

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・総合研究棟改修	総額 1,098	施設整備費補助金 (532)
・総合臨床検査システム		長期借入金 (368)
・特殊検査病理システム		国立大学財務・経営センター
・小規模改修		施設費交付金 (198)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

中期目標

中期計画

2. 人事に関する計画

1. 教員の任期制の適用率を増加させるなど、教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。
2. 職員の適性を考慮し、各種研修に積極的に参加させるなど、専門的能力を有した人材を育成する。
3. 組織及び職員個々の活性化のため、国立大学法人等他機関との人事交流を積極的に行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 55,522百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期 借入金 償還金 (国立大 学財務・ 経営セン ター)	1,290	1,280	1,222	1,130	1,057	1,029	7,008	8,895	15,903

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産) 該当なし

4. 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

中期目標

別表（学部、研究科）

学部	医学部
研究科	医学系研究科

中期計画

別表（収容定員）

平成 22 年度	医学部	884人 (うち医師養成に係る分野 624人)
	医学系研究科	92人 (うち修士課程 32人 博士課程 60人)
平成 23 年度	医学部	906人 (うち医師養成に係る分野 646人)
	医学系研究科	92人 (うち修士課程 32人 博士課程 60人)
平成 24 年度	医学部	928人 (うち医師養成に係る分野 668人)
	医学系研究科	92人 (うち修士課程 32人 博士課程 60人)
平成 25 年度	医学部	950人 (うち医師養成に係る分野 690人)
	医学系研究科	92人 (うち修士課程 32人 博士課程 60人)
平成 26 年度	医学部	972人 (うち医師養成に係る分野 712人)
	医学系研究科	92人 (うち修士課程 32人 博士課程 60人)
平成 27 年度	医学部	982人 (うち医師養成に係る分野 722人)
	医学系研究科	92人 (うち修士課程 32人 博士課程 60人)

中期目標

中期計画

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

大学等名 旭川医科大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	32,742
施設整備費補助金	532
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	198
自己収入	92,932
授業料及び入学料検定料収入	3,659
附属病院収入	88,536
財産処分収入	0
雑収入	737
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	5,042
長期借入金収入	368
計	131,814
支出	
業務費	116,143
教育研究経費	37,138
診療経費	79,005
施設整備費	1,098
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	5,042
長期借入金償還金	9,531
計	131,814

中 期 目 標	中 期 計 画
	<p>[人件費の見積り]  中期目標期間中総額 55,522 百万円を支出する。(退職手当は除く。)</p> <p>注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。</p> <p>注) 退職手当については、国立大学法人旭川医科大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。</p> <p>注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。</p> <p>[運営費交付金の算定方法]  ○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。</p> <p>I [一般運営費交付金対象事業費]</p> <p>① 「教育研究等基幹経費」: 以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。</li> </ul> <p>② 「その他教育研究経費」: 以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。</li> <li>・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。</li> <li>・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。</li> <li>・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。</li> <li>・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。</li> </ul> <p>[一般運営費交付金対象収入]  ③ 「基準学生納付金収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
	<p>④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。</p> <p>II〔特別運営費交付金対象事業費〕</p> <p>⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。</p> <p>III〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕</p> <p>⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。</p> <p>IV〔附属病院運営費交付金対象事業費〕</p> <p>⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J(y-1)は直前の事業年度におけるJ(y)。</p> <p>⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。</p> <p>〔附属病院運営費交付金対象収入〕</p> <p>⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>運営費交付金 = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)</p> </div> <p>1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。</p> <p style="text-align: center;"><u><math>A(y) = E(y) + F(y) - G(y)</math></u></p> <p>(1) <math>E(y) = E(y-1) \times \beta</math> (係数)</p> <p>(2) <math>F(y) = \{F(y-1) \times \alpha</math> (係数)<math>\} \times \beta</math> (係数) <math>\pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)</math></p> <p>(3) <math>G(y) = G(y)</math></p> <hr/> <p>E(y)：教育研究等基幹経費(①)を対象。</p> <p>F(y)：その他教育研究経費(②)を対象。</p> <p>G(y)：基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。</p> <p>S(y)：政策課題等対応補正額。</p>



中 期 目 標	中 期 計 画
	<p>新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。</p> <p>T (y) : 教育研究組織調整額。 学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。</p> <p>U (y) : 施設面積調整額。 施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。</p> <p>2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。 <u><math>B(y) = H(y)</math></u></p> <hr/> <p>H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。</p> <p>3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。 <u><math>C(y) = I(y)</math></u></p> <hr/> <p>I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。</p> <p>4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。 <u><math>D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)</math></u></p> <p>(1) <math>J(y) = J(y-1) \pm V(y)</math>  (2) <math>K(y) = K(y)</math>  (3) <math>L(y) = L(y-1) \pm W(y)</math></p> <hr/> <p>J (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
	<p>K (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。</p> <p>L (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。</p> <p>V (y) : 一般診療経費調整額。 直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。</p> <p>W (y) : 附属病院収入調整額。 直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。</p> <p>【諸係数】</p> <p><math>\alpha</math> (アルファ) : 大学改革促進係数。 第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。 現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で<math>\Delta 1.4\%</math>とする。 なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。</p> <p><math>\beta</math> (ベータ) : 教育研究政策係数。 物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。</p> <p>注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。 なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。</p> <p>注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
	<p>注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 22 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。</p> <p>注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。</p> <p>注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。</p> <p>注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。</p> <p>注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 22 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。</p> <p>注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。</p>

中期目標

中期計画

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

大学等名 旭川医科大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	127,833
經常費用	127,833
業務費	112,897
教育研究経費	16,193
診療経費	35,737
受託研究費等	2,137
役員人件費	811
教員人件費	17,396
職員人件費	40,623
一般管理費	1,521
財務費用	1,792
雑損	0
減価償却費	11,623
臨時損失	0
収入の部	130,845
經常収益	130,845
運営費交付金収益	30,329
授業料収益	2,889
入学金収益	375
検定料収益	160
附属病院収益	88,536
受託研究等収益	2,137
寄附金収益	2,667
財務収益	6
雑益	731
資産見返負債戻入	3,015
臨時利益	0
純利益	3,012
総利益	3,012

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

中期目標

中期計画

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 旭川医科大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	133,017
業務活動による支出	116,184
投資活動による支出	6,099
財務活動による支出	9,531
次期中期目標期間への繰越金	1,203
資金収入	133,017
業務活動による収入	130,716
運営費交付金による収入	32,742
授業料及び入学金検定料による収入	3,659
附属病院収入	88,536
受託研究等収入	2,137
寄附金収入	2,904
その他の収入	738
投資活動による収入	730
施設費による収入	730
その他の収入	0
財務活動による収入	368
前中期目標期間よりの繰越金	1,203

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。